

改定内容

- ①市全体で平均**25.5%**の改定とし、西条地区と東予・丹原地区の下水道使用料を統一
- ②西条地区の地下水使用の事業所などを対象に、東予・丹原地区と同様に量水器の使用料を徴収

改定後の料金

●下水道使用料金表

(1カ月分・税抜き)

種別	区分	改定後(統一)	西条地区	東予・丹原地区	
			改定前	改定前	
一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	707円	800円	
	超過使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え～20m ³ まで	100円	76円	90円
		20m ³ を超え～30m ³ まで	109円	83円	100円
		30m ³ を超え～50m ³ まで	120円	91円	115円
		50m ³ を超え～100m ³ まで	133円	101円	135円
		100m ³ を超え	146円	111円	155円
湯屋汚水	基本使用料	10m ³ まで	707円	800円	
	超過使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え～20m ³ まで	100円	76円	90円
		20m ³ を超え～30m ³ まで	109円	83円	100円
		30m ³ を超え	37円	28円	30円

【水道水使用(検針水量)】の場合

量水器の検針水量に基づき算出 (1カ月分・税込み)

使用水量	改定後(統一)	西条地区	東予・丹原地区
		改定前	改定前
10m ³	1,020円	770円	880円
20m ³	2,120円	1,610円	1,870円
30m ³	3,320円	2,520円	2,970円
40m ³	4,640円	3,520円	4,230円
100m ³	1万3,270円	1万800円	1万2,920円
500m ³	7万7,510円	5万8,920円	8万1,120円
1,000m ³	15万7,810円	11万9,970円	16万6,370円

【地下水使用(認定水量)】の場合

世帯人数による認定水量に基づき算出 (1カ月分・税込み)

使用人数	認定水量	改定後(統一)	西条地区	東予・丹原地区
			改定前	改定前
1人	8m ³	1,020円	770円	880円
2人	16m ³	1,680円	1,270円	1,470円
3人	24m ³	2,600円	1,970円	2,310円
4人	28m ³	3,080円	2,340円	2,750円
5人	32m ³	3,580円	2,720円	3,220円
6人	36m ³	4,110円	3,120円	3,720円

●量水器の使用料金表(地下水使用の事業所などが対象) (1カ月分・税抜き)

口径	改定後(統一)	西条地区	東予・丹原地区
		改定前	改定前
13ミリメートル	60円	0円	60円
20ミリメートル	110円		110円
25ミリメートル	120円		120円
30ミリメートル	180円		180円
40ミリメートル	260円		260円
50ミリメートル	1,000円		1,000円
65ミリメートル	1,200円		-
75ミリメートル	1,300円	1,300円	
100ミリメートル以上	1,700円	1,700円	

公共下水道 使用料

公共下水道事業は現在、汚水処理費の約半分しか使用料収入で賄えておらず、赤字が続いています。今後は急速な人口減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれ、経営環境はさらに厳しくなると考えられます。そのため、持続的な事業運営を目指し、令和7年度3期(6月・7月使用分)から下水道使用料を改定します。今後も経営改善のため、使用料の改定を3年に1度行う予定です。皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

令和7年6月使用分から変わります

▶問合せ 市庁舎本館 2階 下水道業務課
Tel.0897-52-1224

旧指定ごみ袋は 今年の12月30日まで 使用できます



もえるごみは白色
もえないごみは透明
が旧指定ごみ袋です

▶問合せ 市庁舎新館 2階 衛生課
Tel.0897-52-1338

旧指定ごみ袋は……

- ごみステーションへ出す場合、**12月の最終収集日まで**
(これ以降に出した場合は収集されません。また、**再延長もありません**のでご注意ください)
- 道前クリーンセンターへ持ち込む場合、**12月30日までは処理費が無料**
(12月31日は道前クリーンセンターは休業日。それ以降は料金が必要)
- もえないごみ袋(写真右)はもえるごみ袋として使用可能**
(もえるごみ袋をもえないごみ袋として使用することや、オレンジ色の指定ごみ袋(有料)をもえるごみ袋としては使用することはできません)



市民の皆さまへ

使用延長にかかるお知らせが、旧指定ごみ袋の使用期限(令和7年3月末)が迫る時期となったことについて、市民の皆さまにご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。また、これまでにごみ袋をゆずられた方がいらっしゃると思いますが、助け合いの精神のもと、市の取組にご協力いただきましたことを深く感謝いたします。ごみの減量は重要な課題であり、市民の皆さまとともに進めていく必要があると考えておりますので、さらなるご協力の程、よろしくお願いいたします。

引き続きごみの減量と資源化にご協力をお願いします

1人1日当たりのごみの量は削減されています

西条市は令和4年度の排出量が731gであったのに対し、令和5年度は607gとなり124gの減量が達成されました。また、愛媛県全体の平均排出量は令和5年度で603gとなっています(環境省の一般廃棄物処理実態調査結果より)。西条市は愛媛県平均に近い排出量となっており、今後も引き続きごみの減量にご協力いただきますようお願いいたします。

すぐに実践できる! ごみ減量のポイント

- 新聞や雑誌、ダンボールのほか、お菓子の箱やチラシなど、紙類は分別すると雑がみとしてリサイクルできます!
- 生ごみは水分をしっかりと切ってください。
生ごみ処理機・生ごみ処理容器の補助もあります。
- 拠点回収では、ペットボトル・飲食用缶・古紙の回収を行っていますので、ぜひご利用ください。